

市民税・県民税申告書の書き方

⑬社会保険料控除

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金などをいい、支払額が全額控除されますので種類・支払った保険料を記入します。市から送付した社会保険料納付確認書や源泉徴収票に記載された社会保険料の額などが対象になります。

⑯地震保険料控除

生命保険料・地震保険料として支払った額が対象となりますので、それぞれの保険料の計へ記入します。控除額は説明書最終ページ掲載の生命保険料控除・地震保険料控除の計算式で求めます。

⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除 ⑲勤労学生控除

寡 婦：夫と死別した人で合計所得が500万円以下の人

夫と離別した人で扶養親族があり、合計所得が500万円以下の人

ひとり親：婚姻歴や性別にかかわらず、現に婚姻をしていない人で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子があり、合計所得が500万円以下の人

勤労学生：高校、大学等の学生で、合計所得が85万円以下（うち給与所得以外が10万円以下）の人

⑳障害者控除

あなた自身または同一生計配偶者や扶養親族のうちで障害者に該当する人があれば、その氏名、障害の種別、級、個人番号を記入します。

特別障害者：療育手帳（A）、身体障害者手帳（1級、2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）など

障 害 者：上記以外の障害者手帳等の交付を受けている人

㉑配偶者控除

令和7年12月31日現在であなたと生計を一にする配偶者で、合計所得が58万円以下の人との氏名等を記入します。また、あなたの合計所得が1,000万円を超える場合で合計所得が58万円以下の配偶者について障害者控除の適用を受けようとするときは、「同一生計配偶者」の□に✓を付けてください。

※控除額は裏面を確認ください。

㉒配偶者特別控除

あなたの合計所得が1,000万円以下の場合、あなたの配偶者で、合計所得が58万円を超える場合で配偶者特別控除の対象とする人の氏名等を記入ください。

※控除額は裏面を確認ください。

㉓扶養控除

令和7年12月31日現在であなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得が58万円以下の人との氏名等を記入します。

※控除額は裏面を確認ください。

※扶養親族の対象とする人のうち、16歳未満の人（平成22年1月2日以後生まれの人）については控除対象外となるので、扶養控除欄には記載せず、下の「16歳未満の扶養親族」欄に氏名等を記入してください。

㉔特定親族特別控除

あなたと生計を一にする親族で、合計所得が58万円を超える場合で特定親族特別控除の対象とする人の氏名等を記入ください。

※特定親族特別控除は、生計を一にする親族のうち特定親族の年齢に該当する人が対象となります。

※年齢及び控除額は裏面を確認ください。

㉖雑損控除

災害、盗難などで生活用資産に受けた損害が対象になります。

㉗医療費控除

裏面の詳細を確認ください。

令和8年度分(令和7年分所得) 市民税・県民税 申告書

現住所	東近江市八日市緑町10番5号	
令和8年1月1日現在の住所	✓現住所と同じ	
提出年月日	フリガナ	ヒガシオウミ タロウ
年 月 日	氏名	東近江 太郎
		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 S23.4.30 0748-24-1234
		生年月日 電話番号

収入のなかった場合の記入欄（該当するものに○をしてください。）

- 1 遺族年金・障害年金・失業給付・労災保険・諸手当等を受給していた。
- 2 貯蓄の取りくずし
- 3 次の方に扶養されていた。住所 氏名 続柄
- 4 学生であった。学校名
- 5 生活保護法による生活扶助を受給していた。6 その他（ ）
- 6 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	源泉のとおり	339,600 円
	合 計	339,600 円
⑯ 地震保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	5,000 円	15,000 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計	旧長期損害保険料の計	
3,000 円	45,000 円	
⑰～⑲ 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除 〔□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還〕	⑱ □ ひとり親控除 〔学校名〕
⑳ 障害者控除	1 フリガナ ヒガシオウミ タロウ 氏名 東近江 太郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 2 フリガナ 氏名 個人番号	障害の程度 身体4級
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	㉑ フリガナ ヒガシオウミ ハナコ 氏名 東近江 花子 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 ㉒ フリガナ ヒガシオウミ アオイ 氏名 東近江 葵 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 ㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除	生年月日 昭和23年 11月 30日 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。） 扶養控除額
㉕ 16歳未満扶養親族（控除対象外）	1 フリガナ ヒガシオウミ ノゾミ 氏名 東近江 望 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 2 フリガナ 氏名 個人番号 3 フリガナ 氏名 個人番号	生年月日 平成25年 3月 3日 同居・別居の区分 扶養控除額

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「9」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉗ 医療費控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産
	年 月 日		
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連
円	円	円	
㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填され	
	300,000 円	50,000 円	

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

世帯識別	世帯番号
生年月日・年齢	行政区
S23.4.30 77 歳	
氏 名	
生年月日・年齢	区分
S23.4.30 77 歳	

申告者氏名欄

あなたの住所、氏名、個人番号、生年月日、電話番号を記入してください。

収入のなかった人の記入欄

令和7年中に収入がなかった人は、申告者氏名欄とこの欄の記入のみで提出いただいて結構です。
どのようにして生計を立てていたかを1～6の中から選び○をつけてください。
「6 その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を記入します。

ア・①営業等（販売、製造、建設など）

イ・②農業

ウ・③不動産（賃駐車場、貸アパートなどの所得）

営業、農業、不動産とともに申告書裏面の「収支内訳書」に収入と支出の内訳を記入し、その収入金額の合計はア・イ・ウ欄へ、所得金額は①・②・③欄へそれぞれ記入します。

オ・⑤配当

令和7年1月1日～令和7年12月31日に受けた配当額を記入します。

力・⑥給与

源泉徴収票の支払金額を力欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入します。源泉徴収票が発行されない場合は、雇用主から給与支払証明をもらってください。

キ・⑦公的年金等

源泉徴収票の支払金額の合計をキ欄に記入します。所得金額は「公的年金に係る雑所得（速算表）」の計算式で求めて⑦欄へ記入します。

公的年金に係る雑所得速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額	割合	控除額
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額
65歳未満 S36.1.2 以後生	~1,299,999	~1,000万	~2,000万~
	1,300,000~4,099,999	75%	275,000 175,000
	4,100,000~7,699,999	85%	685,000 485,000
65歳以上 S36.1.1 以前生	7,700,000~9,999,999	95%	1,455,000 1,355,000
	10,000,000~	~	1,955,000 1,855,000
	~3,299,999	75%	275,000 175,000
65歳以上 S36.1.1 以前生	3,300,000~4,099,999	85%	685,000 485,000
	4,100,000~7,699,999	95%	1,455,000 1,355,000
	7,700,000~9,999,999	95%	1,455,000 1,355,000
10,000,000~	~	~	1,955,000 1,855,000

ク・⑧業務に係る雑所得

副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの（いわゆるシルバー人材センターからの配分金、原稿料、講演料、フリーマーケットやオークションサイトを利用した個人取引など）が該当します。収入金額はク欄へ、所得金額は収入金額から必要経費を差し引いて残った額となり、⑧欄へ記入します。なお、シルバー人材センターの配分金は計算方法が異なりますので市民税課までお問い合わせください。

ケ・⑨その他雑所得

生命保険や生命共済に基づいて支払われる年金（個人年金保険）などが該当します。収入金額はケ欄へ、所得金額は収入金額から必要経費を差し引いて残った額となり、⑨欄へ記入します。

コ・サ・⑪譲渡所得

不動産や株式等の譲渡所得以外の譲渡所得が該当します。収入金額には総収入金額から必要経費および譲渡所得の特別控除額（50万円）を差し引いた額を記入します。

シ・⑪一時所得

生命保険の保険金、満期返戻金などが該当します。
収入金額：総収入金額から必要経費および一時所得の特別控除額（50万円）を差し引いた額をシ欄に記入します。
所得金額：所得金額欄には、短期譲渡所得の額、長期譲渡所得を2分の1した額、一時所得を2分の1した額の合計額を⑪欄に記入します。

※所得金額調整控除が適用される人

所得金額調整控除が適用される人は、給与所得から所得金額調整控除額を差し引いた金額を⑥欄に記入します。

㉕基礎控除

納税者本人の所得金額	控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円

給与・公的年金・報酬・配当などの収入があれば裏面「7 給与・雑所得・報酬・配当所得に関する事項」の欄に、その種類、支払者、収入金額を記入します。